

「改正労働者派遣法施行直前（実務編3弾）」セミナーを 開催しました

北桜労働法務事務所 代表（特定社会保険労務士）田原 咲世氏

会員企業を対象に、「改正労働者派遣法施行直前セミナー」を1月23日都内で開催、141名にご参加いただきました。

田原社労士による本セミナーは、昨年6月、10月・11月にかけて開催したセミナーの続編で、会員の皆さまから、4月施行に向けて実務面等において整備を進める中で、より具体的な質問や疑問、相談などが多数寄せられたことから、それらについて丁寧に回答していただきました。

質問や疑問の多くは、派遣元労使協定方式に関する実務であり、（1）協定の対象となる派遣労働者の範囲の定め方と実際の運用（2）通勤手当や退職金の賃金への反映のさせ方のバリエーション（3）人事考課と昇給の紐付けなど、具体的なモデル例やひな形を提示しながら、徹底解説していただきました。また、法改正に対応して、派遣契約を締結するために必要な様式例やひな形を配布し、時点ごとに押さえておくべきポイントを説明しました。

セミナー受講者のアンケートでは、9割の方から、「満足」と高い評価をいただきました。併せて、これまで当協会が主催した、同一労働同一賃金関連セミナーへ参加して役だった点として、「派遣会社としての対応方針を早期に決定することができた」、「社内で早くから実務的な準備を進めることができた」、「他のセミナーより有益だった」など多くの声をいただきました。

当協会は、引き続き会員企業に対して、労働者派遣法を始めとする改正労働法制についての情報提供や相談に応じるなど、支援をまいります。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03)6721-5361 FAX: (03)6721-5362